

宮崎労働局発表  
令和6年8月9日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部賃金室  
室長 中玉利 浩治  
室長補佐 高田 敏明  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8836

## 令和6年度宮崎県最低賃金の改正答申について

宮崎地方最低賃金審議会（会長 橋口 剛和）は、令和6年8月9日付けで宮崎労働局長（坂根 登）に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額 897 円から「55 円引上げ」となる「時間額 952 円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、令和6年7月5日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、同年8月9日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額897円」について、「55円」引上げ、「時間額952円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申を行いました。

当該答申にあたっては、中央最低賃金審議会で示された目安額50円を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、消費者物価指数、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案し、公益、労働者及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

さらに、当該答申では、原材料費等の高騰に加えて、労務費を含む価格転嫁が十分にできていない等の中小企業・小規模事業者の経営環境への影響を鑑み、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めることについて、下記のとおり付帯決議が付されました。

宮崎労働局では、この答申に基づいて速やかに所要の改正手続きを進めることとし、改正された宮崎県最低賃金は答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月初旬（最短で10月5日）に発効される見込みです。

#### 付帯決議

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の確保・維持に資するものとするため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、要件を緩和する等、さらなる強化を図ること。
- 2 中小企業・小規模事業者において、労務費を含む価格転嫁が一層促進されるよう、実効性のある対策を実施すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」が、人手不足問題を深刻にしていることから、制度改革を含めた抜本的な対策を早急に実現すること。

#### 【参考】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	790 円	793 円	821 円	853 円	897 円	952 円
対前年度上昇率	3.67%	0.38%	3.53%	3.90%	5.16%	6.13%
対前年度上昇額	28 円	3 円	28 円	32 円	44 円	55 円